

## 「交通心理学研究」投稿・審査・編集規程

### 【投稿】

1. 本誌は、交通心理学の未公開の展望、研究論文、報告の各論文の投稿を受け付ける。
2. 論文の投稿資格は、著者全員が日本交通心理学会の会員であることを条件とする。ただし編集委員会で認められた場合はこの限りではない。
3. 投稿者は、別に定める執筆の手引きに従い投稿原稿を作成し、編集委員長に送付する。

### 【審査】

4. 編集委員会は下記の論文を審査する。
  - ① 展望 Review：幅広い文献のレビューから交通心理学の今後の展望を与える理論的な論文。
  - ② 研究論文 Article：問題提起と実験・調査・事例研究などに基づく新規性、有用性、論理性を備えた実証的な論文。
  - ③ 報告 Report：社会的な実践事例の報告や、調査・統計等の解析資料、あるいは諸外国の事情紹介など、公表することが社会的に有用であるデータを中心とする論文。

論文の長さは刷り上り 10 頁以内が望ましい。ただし、超過が認められることがある。

5. 編集委員会は、編集委員長に投稿原稿が着信した日を論文の受付日として記録する。原稿の受付日は掲載論文の末尾に記載する。
6. 編集委員長は、原稿の受付日から 2 週間以内を目途に編集委員会を開催し、審査者 2 名を選定する。
7. 編集委員長が編集委員会をすみやかに開催しないときは、編集委員長代理が委員長に代わって開催し、編集委員長代理が開催しないときは、事務局長が委員長代理に代わって開催する。
8. 審査者は投稿論文について掲載の可否とその理由を記載し、編集委員会に送付する。審査者の審査期間は 1 ヶ月を目途とする。
9. 編集委員長は、審査者から審査結果が提出された後にすみやかに編集委員会を開催し、編集委員会としての審査結果通知案を審議する。
10. 投稿論文を受け付けてから編集委員会の審査結果を投稿者に通知するまでの期間は、2 ヶ月を目途とする。

11. 編集委員会からの審査結果通知が投稿受付後 3 ヶ月を越えても投稿者に届かない場合には、投稿者は編集委員会に対して審査結果の通知を請求することができる。
12. 投稿論文の審査中は投稿者と審査者は互いに匿名とする。
13. 編集委員会は、審査者の意見を含み、審査結果を著者に通知する。この際、同委員会は投稿者に対し、投稿論文の内容や表現に修正や変更を要求する場合がある。
14. 審査結果において修正の要求を受けた投稿者は 3 ヶ月以内に編集委員会に対して諾否を回答する。応諾においては修正原稿を同委員会宛てに送付する。投稿者が投稿を取り下げの場合は、投稿取下げの回答を送付する。投稿者からの回答が 3 ヶ月を越えても無い場合には、投稿者が投稿を取り下げたものと見なし、その後に投稿があっても新規扱いとする。
15. 編集委員会は、最終的に掲載の採否に責任を持つ。
16. 編集委員会は、投稿論文の掲載を決定した日を論文の受理日とし、投稿者に通知する。受理日は受付日と併記し、掲載論文の末尾に記載する。

### 【編集】

17. 編集委員会は掲載する論文に新たな区分を適宜設けることがある。
18. 採択された原稿は、印刷の体裁の統一を図るために字句や図表が変更されることがある。
19. 投稿者による校正は原則として 1 回とする。投稿者は論文の内容にかかわるような加除訂正をしてはならない。
20. 編集委員会は、投稿原稿の末尾に添付された「著者表記」をもとに著者の所属機関などの表現を勘案し、編集し、校正段階で投稿者に提示する。
21. 別刷りは投稿者の実費負担とする。1 部から 50 部まで部数にかかわらず 5 千円、それを超過する分は 1 部につき百円とする（消費税別）。
22. 掲載された論文の著作権は本学会に帰属する。

附則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。